

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和8年度レクリエーション補助事業の実施について（通知）

当互助会では、会員の健康増進、元気回復を図り、もって勤務能率向上の一助とするため、下記のとおり「レクリエーション補助事業」を実施しています。

つきましては、貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 事業の趣旨

会員が文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設等を利用又は自己啓発のために講座等を受講し、自己負担額が5,000円以上(商品券やポイント利用分を除く)となったとき、請求によりその費用の一部として年度に1回3,000円を補助します。

2 補助対象者

一般財団法人埼玉県教職員互助会会員

※ 育児休業中や休職中の会員、海外派遣の会員及び短期組合員(会員期間中)も対象となります。

3 請求方法及び提出先

	市町村立学校教職員	総務事務システム対象者
請求方法	「レクリエーション補助請求書」に施設等を利用したことが確認できる領収書(写し可)を添付	総務事務システムに入力後、「添付書類送付票兼請求書」に施設等を利用したことが確認できる領収書(写し可)を添付 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">電子ファイルの添付は不可</div>
提出先	福利課 貸付・ライフプラン担当	総務事務センター分室

※ 総務事務システムの令和8年度分レクリエーション補助の入力は、令和8年5月7日(木)から開始となりますので御注意ください。

※ 総務事務システムの入力についてのご不明点は、総務事務システムヘルプデスクにお問い合わせください。(電話 048-830-6827)

4 レクリエーション補助 請求の手引き

別紙のとおり、リーフレット「レクリエーション補助 請求の手引き(簡易版)」を作成しました。請求に必要な添付書類の注意点などを記載しています。また、互助会ホームページに事業の詳細やQ&Aが記載された「レクリエーション補助 請求の手引き(令和7年4月版)」を掲載しています。請求前に必ず御確認くださるよう、貴所属所職員に周知をお願いいたします。

<https://gojo-saitama.jp/business/business-5377>

5 補助の対象となる利用期間及び提出期間

- 利用期間 ……………令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）利用分まで
- 提出期間 …………… 令和8年5月1日（金）～令和9年3月15日（月）
- 総務事務入力期間 ……令和8年5月7日（木）～令和9年3月15日（月）
- 提出期限 ……………**令和9年3月15日(月)までに福利課又は総務事務センター必着**

※施設等の利用年月日より前の提出は認めません。

担当	埼玉県教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当
電話	048-830-6701

⑤ レクリエーション補助請求書

所属所名	会員氏名	生年月日(年号は○で囲む)				※ 受付番号		
所属所コード	組合員番号	年号	年	月	日			
		昭和(3)						
		平成(4)						
最初の利用日		同行者名簿の有無(どちらかに○)				請求金額	家族通番	給付種別
	年	月	日	有 無				
令和(5)						3,000円	0	105

請求内容(自己負担金額5,000円以上で請求可)

番号	利用施設名	利用年月日 (旅行日・鑑賞日・受験日等)	領収書の宛名 (いずれかに○)	自己負担金額
①		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円
②		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円
③		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円
④		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円
⑤		令和 年 月 日	本人/本人以外 本人以外の場合は、同行者 名簿を添付してください	円

上記のとおり請求します。

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様

令和 年 月 日

請求者氏名

(請求者の押印は不要です)

注意事項

- 太枠の中のみ記入してください。「※ 受付番号」欄は、記入しないでください。
- 「所属所名・所属所コード」、「会員氏名・組合員番号」欄は、ゴム印を使用してください。
- この請求書の裏面に、**補助対象の利用が確認できる領収書(写し可)を貼付してください。**領収書は下記①～⑥を満たすものを添付してください。
 - 宛名に会員本人のフルネームが記載されている。※宛名が会員本人以外の場合の取り扱いについては「レクリエーション補助 請求の手引き」を御確認ください。
 - 施設利用・体験の内容が記載されている。(例 入場料として、宿泊代として、講座受講料として等)
 - 領収日が記載されている。
 - 施設利用日・体験日が記載されている。(領収日と異なる場合)
 - 自己負担金額が5,000円以上である(複数合算可)
 - 領収書発行元が記載されている
- 公務による出張や物品購入代・飲食代金は、この補助の対象となりません。
- レクリエーション補助の請求は、1人1年度内に1回限りです。(当該年度分の請求は、翌年2月末日利用分までで、**締切は3月15日必着(休日の場合は前営業日)です。****不備があった場合は受付できません。**)
- 総務事務システム入力対象者は、この用紙は使用できません。
- 互助会ホームページに掲載している「レクリエーション補助 請求の手引き(令和8年4月版)」に補助対象項目やQ&Aを記載しています。請求前に必ず御確認ください。

利用施設①の添付書類貼付欄

利用施設②の添付書類貼付欄

利用施設③の添付書類貼付欄

利用施設④の添付書類貼付欄

利用施設⑤の添付書類貼付欄

レクリエーション補助 請求の手引き(簡易版)



レクリエーション補助 ってなあに？

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設等の利用補助を行い、会員の健康増進や回復を図り、勤務能率向上を目的とする事業です。自己負担額が5,000円以上の時、請求により3,000円を支給します。(年度内1回です)

対象者

一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員資格がある方。
休業中の方や短期組合員の方も会員資格があれば対象になります。

補助対象となる利用期間及び提出期間

利用期間:対象年度4月1日～対象年度2月末日
提出期間:対象年度5月1日～対象年度3月15日(必着)
※休日にあたる場合は前営業日

補助対象項目(裏面の一覧表参照)

レジャー施設の利用料、宿泊施設の宿泊料、コンサートや演劇のチケット代、資格取得のための講座受講料等

請求方法と提出先

	市町村立学校教職員	総務事務システム対象者
請求方法	「レクリエーション補助請求書」に施設等を利用したことが確認できる領収書(写し可)を添付	総務事務システムに入力後、「添付書類送付票兼請求書」に施設等を利用したことが確認できる領収書(写し可)を添付
提出先	福利課 貸付・ライフプラン担当	総務事務センター(分室)

詳細は →
こちらから



Q&A

Q1 いつ請求したらいいですか？

A1 補助対象内容の利用日以降、**自己負担額が5,000円以上**の場合に請求できます。支払日や予約日以降ではなく、実際に利用した後に請求できるということに注意しましょう。

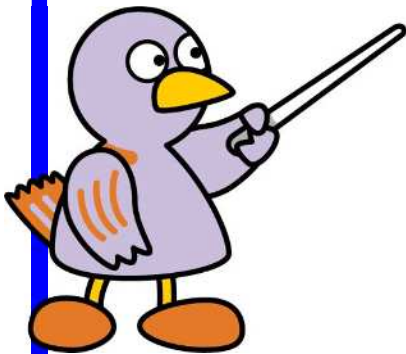
例) ホテルの予約や決済をした日ではなく、**実際に宿泊した後に**請求できます。

Q2 領収書がなくても請求できますか？

A2 領収書の添付は必須です。利用施設で領収書が出せるかどうかを必ず確認してください。領収書が出ない場合の請求方法については、ホームページに掲載している「レクリエーション補助 請求の手引き」をご確認ください。

Q3 総務事務システムの入力はいつからできますか？

A3 令和8年5月7日(木)から入力可能です。



領収書

互助 太郎 様

8,500円

但)5/5宿泊代として

令和〇年5月5日 上記料金正に領収しました

ホテル福利さいたま
048 (XXX) XXXX

～領収書チェックリスト～

- 領収書と書いてありますか？
※明細書や請求書ではありませんか？(領収印が押してあれば可)
- 請求者のフルネームは記載されていますか？
※請求者名でない場合は、同行者名簿が必要です。
- 金額は5,000円以上ですか？
※クーポンやポイントの分は含まれません。
- 但書きや利用日、領収日はありますか？
- 発行元は明記されていますか？

補助対象内容一覧

分類	No.	補助対象内容	対象	家族分 合算	対象とならないもの	
レジャー	①	遊園地、テーマパーク、動物園、水族館、日帰り温泉、スーパー銭湯、ロープウェイ、ケーブルカー等	入場料 入園料 利用料	○	施設でのマッサージ、エステ、あかすりリラクゼーション、ヘアカット等の料金	
			年間パス 回数券	×		
	②	宿泊施設、キャンプ場等の宿泊料	宿泊代 ツアー料金	○		
	③	ものづくり体験、乗馬体験等	体験料 利用料	○		
④	バスツアー、遊覧船、いちご狩り等	参加料 利用料	○		交通費、ガソリン代、駐車場代、レンタカー代、カーフェリー代	
文化・芸術	⑤	コンサート ミュージカル 映画、演劇、歌舞伎 演芸、お笑いライブ 美術館、博物館 神社仏閣等	入場料 入館料 拝観料	○	祈禱料、初穂料等(お守りや御朱印等にかかるもの含) 音声ガイドレンタル料、パンフレット、目録代等	飲食代、宴会代 お土産やグッズ等の 物品購入代
			年間パス	×	コインロッカー代、 シャワー代	
	⑥	華道、茶道、書道教室、陶芸教室、ピアノ教室等	体験料 会費(月謝)	×	楽器や道具の購入代、 メンテナンス代、材料代、衣装代等	道具や用具、ウェア等の レンタル代
⑦	展覧会、発表会、コンクール等への参加、出場	出展料 参加料	×	出展料に含まれない搬入・搬出にかかる送料、梱包料等 発表会の衣装、ヘアメイク代等		
スポーツ	⑧	スポーツ観戦	観戦 チケット代	○		
	⑨	ゴルフ場 ボウリング場 テニスコート スキーリフト バッティングセンター スキューバダイビング等	プレイ料金	○		
			スポーツジム等	会費	×	オプションのタオルやシューズ等のレンタル代、水素水代等
⑩	スポーツ大会参加	参加料	×			
自己啓発	⑪	各種講座、スクール、検定講習等	受講料	×	受講料(コース)に含まれない教材代、 オンライン講座にかかる通信料等	
	⑫	検定受験料	受験料	×	公費負担の検定料等	「コバトン」 「さいたまっち」

※合算できる家族は会員の二親等以内です。